

資料 1

令和元年 11 月 15 日（金）
第3回子育て支援推進委員会

佐倉市立保育園の在り方に 関する基本方針（第2次）（素案）

令和2年 月

目 次

佐倉市立保育園の在り方に関する基本方針（第2次）策定の趣旨	1
1 保育施設の現状と課題	
(1) 待機児童	2
(2) 地区別、年齢別の待機児童	3
(3) 保育施設の整備	4
(4) 保育内容	5
(5) 職員配置等	5
(6) 施設整備費（維持費）	6
(7) 運営費	7
2 保育施策の方向性	
(1) 多様な保育定員の確保策	9
(2) 多様な保育サービスの提供	9
3 今後の公立保育園の役割	10
4 民営化対象園の選定、スケジュール	
(1) 基本的な考え方	11
(2) 民営化対象園の選定と民営化の手法	11
(3) 保護者への周知	14
(4) 移管事業者	14
(5) 移管事業者の募集、選定	15
(6) 民営化のスケジュール	15
5 民営化後の保育の質の確保	
(1) 保育内容の確認	17
(2) 保護者、事業者、市の三者での打ち合わせの場の確保	17

佐倉市立保育園の在り方に関する基本方針（第2次）策定の趣旨

本市では、平成21年3月から平成23年3月まで12回にわたり開催された「佐倉市立保育園等の在り方検討会」の答申を受けて、平成24年5月に「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針（以下「基本方針（第1次）」）」を策定しました。これは、公立保育園及び児童センター・学童保育所において増大する保育ニーズに対応するため、今後の施設運営の在り方を検討し、運営に民間事業者を導入する方針を定めたものです。

公立保育園の民営化については、基本方針（第1次）に基づき、佐倉東保育園を民営化対象園とし、社会福祉法人生活クラブを移管先事業者として選定しました。

社会福祉法人生活クラブは、平成28年4月1日に生活クラブ風の村保育園佐倉東を開園し、3年間の運営を経た後に「福祉サービス第三者評価」を受け、民営化後の保育園の運営が適切に行われていることが確認されたところです。

基本方針（第1次）を策定した平成24年5月以降、少子化が進行する中においても女性就業率の高まり等による保育ニーズの増大に対応するため、民間保育園の新設、子ども・子育て支援新制度の開始による認定こども園や小規模保育事業所等新たな形態の保育施設の開設を行ってきました。また、令和元年10月から開始される幼児教育・保育の無償化によって公立保育園を取り巻く環境は今後も変化するものと思われます。

一方で、公共建築物・インフラ施設の老朽化対策が全国的な課題として取りあげられる中、国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月策定）を受け、本市においても平成29年3月に「佐倉市公共施設等総合管理計画」を策定し、保育園を含む本市の公共施設等の管理に関し、基本的な方針を定めたところです。

このため、公立保育園の民営化に係る社会状況の変化等を改めて精査するとともに、「佐倉市公共施設等総合管理計画」と歩調を併せながら、適切な手法による民営化を推進するため、佐倉市立保育園の在り方に関する基本方針（第2次）（以下「基本方針（第2次）」）を策定いたします。

なお、児童センター・学童保育所については、基本方針（第1次）に基づき、指定管理者制度の導入が進められ、平成26年度には全ての市立施設が指定管理者による管理となりました。このため、基本方針（第2次）ではその対象から除外しています。

1 保育施設の現状と課題

(1)待機児童

佐倉市における少子化の傾向は、基本方針（第1次）策定時においても顕著に見られましたが、その傾向は依然として続いており、8,000名程度で推移していた就学前児童数は、平成31年（令和元年）には6,975人にまで減少しました。

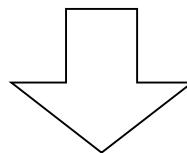
一方、保育需要については、出産前後の女性の就業継続割合の上昇等により増加していますが、施設整備を急速に進めてきたことにより、定員数と入園児童数が大幅に増加しており、平成29年には待機児童ゼロを達成したところです。

しかしながら、その後、根郷地区において区画整理事業が実施されたこと等により、平成30年、31年については再び待機児童が発生している状況となっています。（参考：図1）

（図1 就学前児童数、待機児童数等の推移）

（各年4月1日現在）

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
就学前児童数	8,131	8,108	8,071	8,060	8,029	7,991	7,999
保育施設定員数	1,312	1,312	1,402	1,402	1,402	1,575	1,637
待機児童数	38	24	25	16	40	40	46



	H25	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
就学前児童数	7,885	7,719	7,745	7,573	7,351	7,246	6,975
保育施設定員数	1,720	1,780	1,988	2,106	2,446	2,565	2,694
待機児童数	47	37	34	41	0	15	29

(2)地区別、年齢別の待機児童

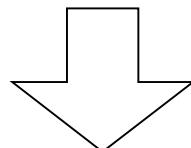
地区別、年齢別の待機児童の状況では、基本方針（第1次）策定時の平成24年4月1日には、合計で46人、市内の全地区で待機児童が発生していました。

平成31年4月時点では、3歳児以上の待機児童はゼロとなり、待機児童数も減少しています。

また、区画整理事業が実施された根郷・和田・弥富地区、根郷地区と隣接する佐倉地区における1歳児の待機児童が多く発生している一方、志津北部、志津南部地区については施設整備が急速に進んだことにより、待機児童はゼロとなっています。（参考：図2）

（図2 地区別・年齢別待機児童の推移）

平成24年4月1日待機児童数							
地区	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
佐倉	4	1	1	2	0	0	0
臼井・千代田	14	3	5	5	1	0	0
志津北部	10	0	7	1	2	0	0
志津南部	16	0	6	8	2	0	0
根郷・和田・弥富	2	0	0	0	0	2	0
合計	46	4	19	16	5	2	0



平成31年4月1日待機児童数							
地区	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
佐倉	11	0	10	1	0	0	0
臼井・千代田	2	0	2	0	0	0	0
志津北部	0	0	0	0	0	0	0
志津南部	0	0	0	0	0	0	0
根郷・和田・弥富	16	0	10	6	0	0	0
合計	29	0	22	7	0	0	0

(3)保育施設の整備

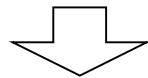
市内の保育施設は、平成 24 年 4 月時点で公立保育園 8 園、民間保育園 10 園の合計 18 園でしたが、平成 31 年 4 月時点では、公立保育園 7 園、民間保育園 24 園、認定こども園（4 園）、小規模保育施設（3 施設）、事業所内保育施設（1 施設）の合計 39 施設となっています。また、幼稚園において 2 歳児を預かる事業、従業員を対象にした保育事業など新たな形態による保育も行われています。（参考：図 3）

地区別に見ると、志津北部地区、志津南部地区については、各 6 施設の整備が行われ、待機児童も発生していない状況です。一方、佐倉地区、根郷・和田・弥富地区については、待機児童が発生している 1 歳児の保育需要を満たすため、今後も保育定員の確保が必要な状況です。

(図 3 地区別の保育施設数の推移)

【平成 24 年 4 月 1 日現在】

地区	公立 保育園数	民間保育施設数				
		小計	保育園	認定 こども園	小規模 保育	事業所内 保育
佐倉	2	1	1	0		
臼井・千代田	1	5	5	0		
志津北部	1	2	2	0		
志津南部	2	2	2	0		
根郷・和田・弥富	2	0	0	0		
合計	8(44.4%)	10(55.6%)	10(55.6%)	0(0.0%)		



【平成 31 年 4 月 1 日現在】

地区	公立 保育園数	民間保育施設数				
		小計	保育園	認定 こども園	小規模 保育	事業所内 保育
佐倉	1(▲1)	4(+3)	3(+2)	1(+1)	0(-)	0(-)
臼井・千代田	1(-)	9(+4)	7(+2)	1(+1)	0(-)	1(+1)
志津北部	1(-)	8(+6)	7(+5)	0(-)	1(+1)	0(-)
志津南部	2(-)	8(+6)	5(+3)	1(+1)	2(+2)	0(-)
根郷・和田・弥富	2(-)	3(+3)	2(+2)	1(+1)	0(-)	0(-)
合計	7(▲1) (17.9%)	32(+22) (82.1%)	24(+14) (61.5%)	4(+4) (10.3%)	3(+3) (7.7%)	1(+1) (2.6%)

(4)保育内容

保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、保育の実施にかかる保育環境の形成、指導計画の策定基準等が細かく示されており、各保育施設では、この指針を踏まえた保育が実施されています。また、保育従事者の配置については、基準の職員数を超えた職員配置を行って保育の充実を図る民間保育園も見受けられることから、公立、民間の運営主体に関わらず一定の保育水準が確保されています。

これに加えて、質の高い保育の提供を行うための取組として、年齢別担当者研修会を実施しています。これは、公立、民間の枠を超えた研修であり、事例検討等を通して地域の保育課題を共に考え、市全体の保育水準を高めることを目的としています。

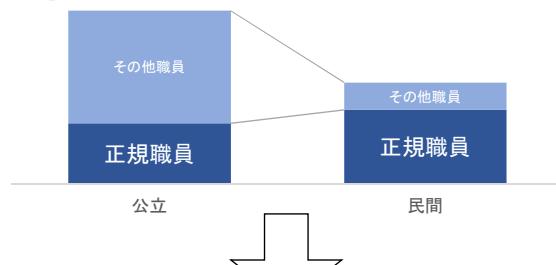
また、特別な配慮が必要な子の保育については、障害児担当者研修、食物アレルギー対応研修等を実施し、市内の保育施設の職員が皆同様に一定の知識を持つことで、公立に限らず受入れができるようにしています。

(5)職員配置等

公立保育園における保育士の正規職員の比率は、平成22年4月時点では民間保育園と比べてかなり低い状況でした。平成31年4月時点では、概ね同じ比率になっていますが、民間保育園の方が上回っている状況は変わりません。また、民間保育園において正規職員以外の比率が上がった大きな理由は、延長時間を含む保育時間が長時間化されたこと等によるものです。（参考：図4）

（図4 公立保育園と民間保育園の正規職員比率の推移）

【平成22年4月1日】



【平成31年4月1日】



(6)施設整備費(維持費)

公立保育園の改築等の施設整備に関する国県補助金が平成18年度に一般財源化されたことにより、今後公立による施設整備を行う場合は、その建築費のすべてが市負担となることから、施設整備の財源確保は極めて困難な状況です。

一方、民間事業者が施設整備を行う場合は、国県補助金が対象となり少ない経費で施設整備が実現することから、財政面からみますと優位な施策であると言えます。

(整備例)

民間保育園3園を新設し、223人の保育定員を拡大。

- ・3施設の民間事業者が要した施設整備費合計は、約5億2,000万円
- ・3施設の整備にかかる市から民間事業者への市補助合計額は、約3,800万円
(平成28年度実績)

また、公立保育園の建物、設備については、佐倉市公共施設等総合管理計画の方針にあるとおり、予防的修繕（計画的な修繕や設備更新）を行い、長寿命化を図るべきところですが、現状は、対症療法的な修繕・改修を行っている状況です。長寿命化のためにも改善が求められるところですが、厳しい財政状況であることから困難な状況となっています。（参考：図5）

(図5 公立保育園における施設・設備の改修経費)

年度	決算額
令和元年度	31,071,000円
平成30年度	9,508,320円
平成29年度	29,061,698円
平成28年度	26,709,696円
平成27年度	10,052,741円

(※予算額)

(7)運営費

公立保育園における運営費の財源は、国及び県の補助金は平成 16 年度から廃止（一般財源化）されたことから、保護者が負担する保育料以外は市の一般財源（市税等）のみとなっています。また、公立保育園の運営費の決算額は、待機児童対策としての保育士の採用増加等の影響により増加しています。（参考：図 6）

一方、民間事業者が運営する保育園や認定こども園等で、市が子ども・子育て支援法の規定による確認を行った施設・事業については、保育に要する運営費について国、県及び市による財政支援を行っています。

同規模の保育園において、運営にかかる市負担額を公立と民間の運営主体で比較すると、市の支出額は公立保育園の方が大きく、また、民間保育園の場合は、国や県からの財政支援があることにより、公立に比べて一般財源比率が半分以下となります。

市負担額の比較では、公立保育園の約 3 分の 1 程度の費用で民間保育園を運営していることとなり財政面で非常に優位であると言えます。（参考：図 7）

また、民間保育園は、国による保育士等の処遇改善のための財政支援があるため、保育士の処遇向上につながり、保育士確保の支援がされています。

市としての保育施設の運営にあたっては、この財政支援を活用することで、市の負担額の圧縮につなげることができます。

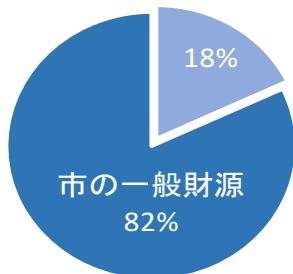
（図 6 公立保育園における運営費の決算額推移）

年度	決算額
令和元年度	1, 429, 793, 000 円 (※予算額)
平成 30 年度	1, 345, 677, 592 円
平成 29 年度	1, 365, 629, 615 円
平成 28 年度	1, 268, 468, 817 円
平成 27 年度	1, 265, 053, 640 円

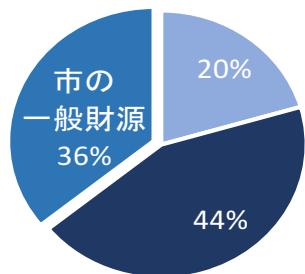
(図7 公立保育園と民間保育園の運営費の比較)

(平成30年度決算額)

[公立120人規模]



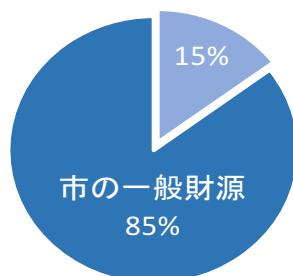
[民間120人規模]



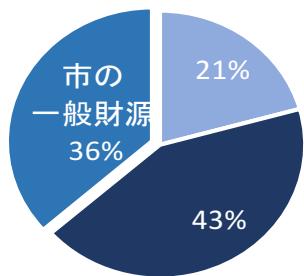
財源	金額(円)	割合(%)
保育料等	32,082,650	18
国・県支出金	0	0
市の一般財源	146,645,164	82
運営費合計	178,727,814	100

財源	金額(円)	割合(%)
保育料等	32,240,900	20
国・県支出金	68,855,000	44
市の一般財源	56,427,180	36
運営費合計	157,523,080	100

[公立90人規模]



[民間90人規模]



財源	金額(円)	割合(%)
保育料等	22,603,640	15
国・県支出金	0	0
市の一般財源	130,647,370	85
運営費合計	153,251,010	100

財源	金額(円)	割合(%)
保育料等	26,372,670	21
国・県支出金	54,604,000	43
市の一般財源	46,496,688	36
運営費合計	127,473,358	100

2 保育施策の方向性

(1)多様な保育定員の確保策

当市は、基本方針（第1次）策定以降、民間保育園等の施設整備（新設）により保育定員の確保を行ってきました。今後も少子化が進行した場合は、保育定員が過剰となることが懸念されるため、施設整備以外の施策への転換が求められています。

（今後考えられる施策）

- 幼稚園の認定こども園への移行
 - ✧ 幼稚園がこれまで受け入れをしていない、3歳未満児の受け入れを開始することによる保育定員の確保
- 公立保育園において保育士の確保による受入人数の拡大
 - ✧ 公立保育園は施設の規模に余裕があるため、保育士の数が増えることにより受入人数を増やすことができる。
- 既存施設（幼稚園など）を利用した保育定員の確保
 - ✧ 幼稚園における預かり保育の推進及び定期的な2歳児の預かり

(2)多様な保育サービスの提供

認定こども園・小規模保育事業所等の開設、一時預かり事業の拡大、病児・病後児保育事業の開始など、基本方針（第1次）策定時と比べて多様な保育サービスを提供しています。これらの保育サービスの多くが民間事業者による実施であることから、今後も民間事業者による継続した事業展開が必須と言えます。

認定こども園 民間 4 施設（全 4 施設）

小規模保育事業所 民間 3 施設（全 3 施設）

一時預かり事業 民間 5 施設、公立 4 施設（全 9 施設）

病児・病後児保育 民間 3 施設（全 3 施設）

子育て短期支援事業（ショートステイ） 民間 1 施設（全 1 施設）

3 今後の公立保育園の役割

- 各区域における基幹園としての役割
 - 就学前児童が著しく少ない地域において、保育サービスの空白地帯を生まないための役割
 - 地域型保育事業の連携施設として役割
(地域型保育利用後の3歳児の受け皿、代替保育、保育内容の支援)
 - 関係機関・地域との連携におけるモデル的役割
 - 特別な配慮が必要な子の保育の実施における中心的役割
 - ✧ 看護師など保育士以外の専門職を配置し、特別な配慮が必要な子の保育を積極的に行う役割
 - ✧ 巡回相談(※1)の実施により、特別な配慮が必要な子の成長や発達を促進する役割
- (※1) 臨床心理士や言語聴覚士等と子育て支援課職員が、保育園の現場を巡回し、配慮が必要な子の保育を確認し、子どもの年齢の発達課題や保育現場の状況に即した助言を保育士に行う。

4 民営化対象園の選定、スケジュール

(1) 基本的な考え方

前述のとおり、基本方針（第1次）の策定後においても、公立や民間の運営主体に関わらずその保育内容に相違はないものの、市の財政負担は公立保育園の方が大きい傾向は変わりませんでした。については、老朽化する公立保育園における今後の持続可能な保育サービスの提供や待機児童対策のためには、従前の方針のとおり、民間事業者を積極的に活用し民営化を進めることができると考えます。また、民営化を進めるにあたり、公立保育園が担うべき役割も大きいことから、公立保育園の適切な配置が必要となります。

また、民営化の検討にあたっては、民営化対象園が存する区域における待機児童数や保育施設の設置状況、将来の保育ニーズの見込み等を勘案し、統合や廃止を含めて広く検討する必要があります。

(2) 民営化対象園の選定と民営化の手法

基本方針（第1次）において、民営化対象園の選定にあたっては、佐倉市地域福祉計画における5つの中域福祉圏ごとに、最低1園の公立保育園を運営し、それ以外の保育園については民営化対象園とすることが定められています。また、馬渡保育園については、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所として指定されているため、当面の間民営化対象園としないことが定められています。（参考：図8）

このことから、志津南部地区の志津保育園又は南志津保育園及び根郷・和田・弥富地区の根郷保育園が民営化対象園となります。いずれの民営化対象園についても、近年中に建築後30年を経過することから、選定にあたっては老朽化の状況に限らず、前述の待機児童の状況や人口推計等を総合的に勘案して決定するものとします。

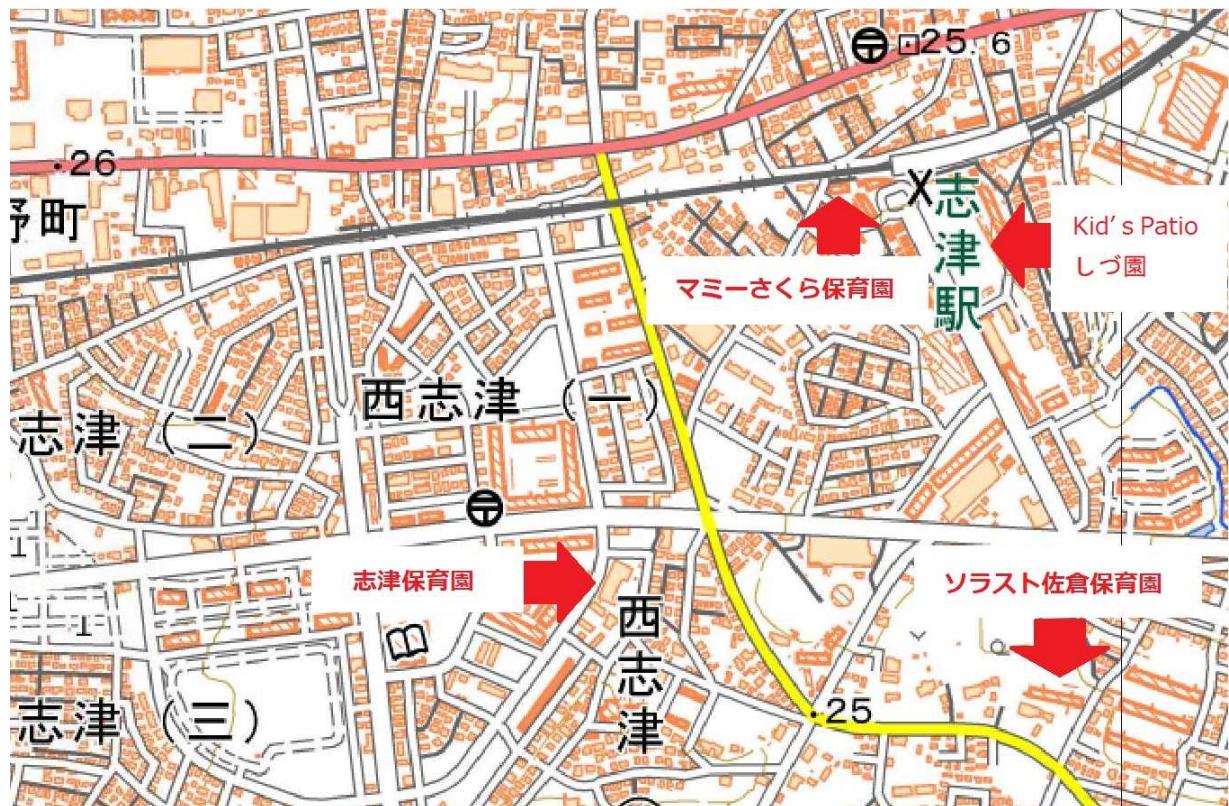
また、民営化する場合の手法は、建築年数を考慮し、民間事業者が保育園を新築して保育事業を引き継ぐものとします。保育園の新築にあたっては、民営化対象園の個別の事情を考慮の上、また、入園児が新築園に引き継がれることを想定して、同区域の中でも近距離に新築するように配慮することとします。

(図8 地区別公立保育園の状況)

(平成31年4月現在)

地区 (中域福祉圏)	保育園名	施設建設 開設年月	経過 年数	定員 (人)	備考
佐倉	佐倉保育園	平成24年1月	7年	130	地区内1園
臼井・千代田	臼井保育園	平成8年4月	23年	90	地区内1園
志津北部	北志津保育園	平成11年4月	20年	138	地区内1園
志津南部	志津保育園	平成5年4月	26年	150	地区内2園のうち 1園は民営化対象園
	南志津保育園	昭和50年4月	44年	100	
根郷・和田・弥富	根郷保育園	平成3年4月	28年	130	民営化対象園
	馬渡保育園	平成24年7月	6年	90	民営化非対象園

【志津保育園】



(保育時間) 7:00～20:00 (保育年齢) 産休明け～5歳児

(交通) 志津駅徒歩10分 (その他) 医療的ケア児受け入れ園

(近隣園) ソラストさくら保育園、マミーさくら保育園、Kid'sPatio しづ園

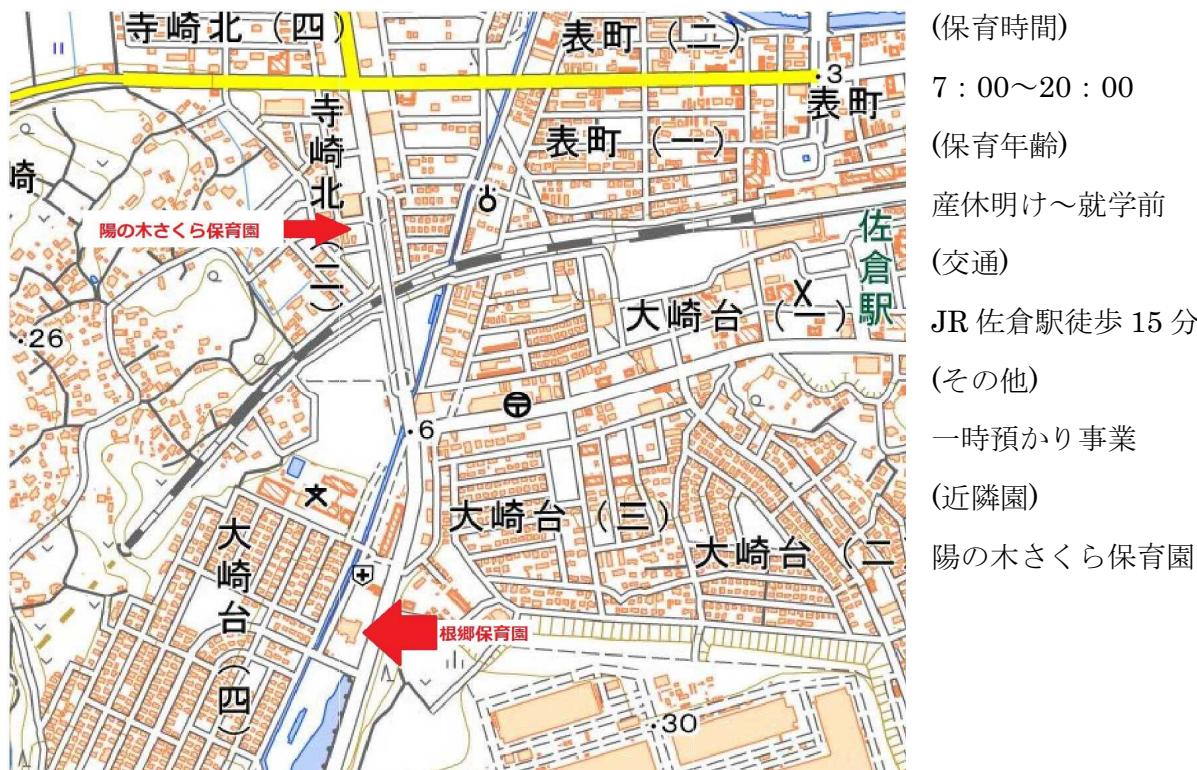
【南志津保育園】



(保育時間) 7:00~20:00 (保育年齢) 産休明け～就学前 (交通) 志津駅徒歩 25 分

(その他) 一部借地を含む (近隣園) 志津わかば幼稚園、ウェルネス保育園佐倉

【根郷保育園】



(3)保護者への周知

民営化候補園を決定した際には、対象園の保護者に対しては説明会等により情報不足による不安の軽減を図るとともに、市民に対しても速やかに公表し周知を行います。

また、民営化する際には、その方法について保護者の意見が反映できるように意見聴取を実施します。

(4)移管事業者

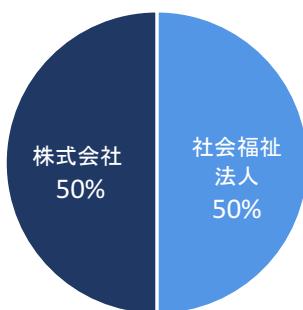
基本方針（第1次）において、公立保育園を民営化する場合の移管事業者（法人）については、その公共性の高さを勘案し、社会福祉法人を第一候補としていました。

しかしながら、現在、市内及び千葉県内において社会福祉法人以外の法人による保育園の運営についても主流となっております。（参考：図9）

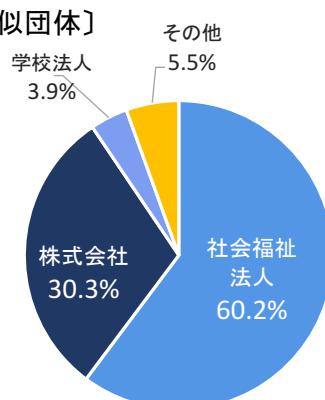
移管事業者を検討するにあたりましては、前述のとおり、保育内容は公立、民間の運営主体に関わらず一定の水準が確保されており、ひいては、社会福祉法人以外の学校法人や株式会社についても、適切な運営を行っている実績があることから、学校法人及び株式会社を含めて移管先の候補として広く選定できるものとします。

（図9 民間保育園の運営法人の比率）

〔佐倉市〕



〔県内類似団体〕



（令和元年7月1日現在）

(5)移管事業者の募集、選定

移管事業者の募集は、公募により行います。おもな応募要件は次のとおりとします。

- 民営化候補園と同等の定員設定
- 民営化候補園が現に実施している保育と同等以上の保育の実施（開所時間、産休明け保育、地域子ども・子育て支援事業）
- 一定期間の合同保育の実施

事業者の選定にあたっては、運営実績、経済的基盤、運営方針、新保育園提案地の利便性、保育従事者の経験、保育の特色等を総合的に勘案し、安定した運営を行い、質の高い保育を提供する事業者を選定します。その選定は、有識者や民営化対象園の保護者などをもって行います。

(6)民営化のスケジュール

民営化対象園の保育の引き継ぎは、乳児から段階的に受入れを停止し、在園児への影響を少なくします。

【民間事業者が保育園を新築し、民営化対象園の保育事業を引き継ぐ方法】

対象年度	スケジュール
民営化 4年度前	<ul style="list-style-type: none">・民営化ガイドラインの策定、公表・民営化対象園の決定・民営化対象園の保護者から意見聴取・民営化対象園の保護者、臨時職員等への説明会の実施
民営化 3年度前	<ul style="list-style-type: none">・公募による運営事業者募集、選定、公表・民営化対象園の翌年4月における乳児の募集停止
民営化 2年度前	<ul style="list-style-type: none">・民営化対象園の翌年4月における乳児及び1歳児の募集停止・新園舎の基本設計
民営化 1年度前	<ul style="list-style-type: none">・法人による新園舎整備・民営化対象園の翌年4月における全年齢の募集停止・民営化対象園の2歳児以上の希望園の調査・新保育園への引き継ぎ、合同保育・新保育園の設置認可
民営化 実施年度	<ul style="list-style-type: none">・民営化対象園の全園児の転園・新保育園の開園

(参考) 民営化対象園の在園児について

民営化 2 年度前の 4 月から、0 歳児の受け入れを停止

		民営化対象園			
		0歳	1歳	2歳	3歳以上
民営化3年度前	0歳	○	○	○	○
	1歳	○	○	○	○
	2歳	○	○	○	○
	3歳以上	○	○	○	○

新保育園				
0歳	1歳	2歳	3歳以上	
—	—	—	—	
—	—	—	—	
—	—	—	—	
○	○	○	○	

民営化 1 年度前の 4 月から、0 歳児と 1 歳児の受け入れを停止

希望する保育施設へ優先的に転園

5 民営化後の保育の質の確保

(1)保育内容の確認

新保育園への移管後は、以下の事項に配慮し、民営化による影響がないように配慮します。

- 公募条件に合致した保育が実施されているかの確認
- 民営化対象園在園児の転園先におけるフォローアップ
- 新保育園在園児の保護者へのアンケート調査
- 県指導監査へ同行し、適正な保育が実施されているかの確認

(2)保護者、事業者、市の三者での打ち合わせの場の確保

新保育園への移管後の一定期間、保護者・事業者・市（民営化対象園関係者を含む）の三者で話し合いの場を設けて、より良い保育環境の構築に努めます。

佐倉市立保育園の在り方に関する基本方針（第2次）

佐倉市健康こども部子育て支援課 令和2年●月 発行

（引用） 12頁及び13頁に記載している図は、国土地理院の地理院地図を使用しました。